

証 5 号 A 乙

行政機関情報公開法・独立行政法人等情報公開法

新・情報公開法

New Commentary on Information Disclosure Laws

の逐条解説

〔第8版〕

宇賀克也

有斐閣

行政機関情報公開法・独立行政法人等情報公開法
新・情報公開法の逐条解説

第8版

宇賀克也

有斐閣

東京法務局訟務部



00010079

人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上、不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の競争上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

本条は、行政文書は原則開示すべきことを明確に定めるとともに、例外的に不開示にすべき情報として、1号から6号までの6類型の情報を限定列挙している。

（1）開示・不開示の枠組み

行政文書は原則開示すべきであるが、不開示にすることが私人の権利利益の保護や公益の保護のために必要な場合がある。したがって、いずれの国の情報公開法も、開示することの利益と不開示にすることの利益を調整し不開示事項を定めている。本条は、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求にかかる行政文書に1号から6号までの各号のいずれかに掲げる情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないと規定している（ある不開示情報が複数の不開示規定に該当することはありうる）。本条の不開示情報の規定に該当するときに開示が禁止されるかについては、本条自体からは明確ではないが、7条により公益上の裁量的開示が認められており、したがって、本条自体は、不開示情報の開示を禁止しており、7条でその例外が認められうるという構造になっていることが理解される。このような構造にしている理由は、不開示情報は開示されないことの利益を保護しようとするものであるから、本来開示されるべきではなく（5条）、例外的に、高度の行政的判断として、開示することの公益が不開示にすることの利益に優越する場合に、行政機関の長の判断で裁量的開示を認めるべき（7条）と考えられたからである。地方公共団体の情報公開条例においては、従前、不開示情報に該当する場合には、①「公開しないことができる」、「非公開とすることができる」という規定の仕方をしている例が多く、少数の情報公開条例が②「公開しないものとする」と規定するか、①と②を不開示情報に応じて使い分ける型をとっていたが（藤原静雄・情報公開法制（弘文堂、1998年）107頁）、行政改革委員会が情報公開法要綱案で、行政機関情報公開法5条・7条のような開示・不

開示の枠組みを採用して以来、これに倣う例が増加しつつある（外国の情報公開法における開示・不開示の枠組みの定め方については、宇賀・情報公開法の理論（新版）57頁参照）。

(2) 不開示情報

(a) 不開示情報の定め方の原則

不開示情報の規定をいかに定めるかが、情報公開法の立案に際しての最重要課題の一つであることは異論のないところであろう。必要以上に不開示情報の範囲が広がりにすぎないように、また、不開示にされるべきものが開示されないように、可能なかぎり明確に不開示情報の範囲を定めなければならない。不開示情報を規定する際の要素として、行政事務の種類等の事項的要素（「検査に属する行政文書」等）、開示することによる支障を個別具体的に判断するための定性的要素（「行政事務に著しい支障が生ずるおそれ」等）、および時間的要素（「作成後30年を経過した行政文書」等）があるが、本条は、前二者の要素を組み合わせたことを基本としている。事項的要素の場合、事項の単位を包括的にすると、必要以上に不開示の範囲が広がってしまうし、逆に細分化すると、列挙事項が膨大になり、網羅的に列挙することが困難になる。他方、定性的要素のみでは、不開示情報の範囲を画する基準としては抽象的にすぎ、明確性に欠ける。したがって、事項的要素と定性的要素を適切に結合させることが望ましいと判断されたのである。外国の情報公開法には時間的要素を考慮に入れる例もみられ（フィンランド等）、行政情報公開部会においても、この要素を考慮すべきかにつき議論されたが、開示すべきか否かの判断は開示請求のつど行われるものであり、ひとたび不開示とされた行政文書であっても、のちに開示請求があった場合には、情勢の変化を斟酌してあらためて開示の是非が判断されることになるのであるから、不開示情報の規定において、一定年数経過後は開示するというような規定を設けることは必要でもないし適切でもないという結論になった。地方公共団体の情報公開条例のなかには、不開示決定をする場合、開示できる時期を示すことができる場合には、請求者にその時期を教示することを義務づけている例がある（三重県情報公開条例15条2項、津市情報公開条例14条2項、山口市情報公開条例10条2項、直方市情報公開条例12条4項4号、桶川市情報公開条例13条2項参照）。行政機関情報公開法は、かかる義務は定めていないが、運用上、

前記のような教示を行うことは望ましいといえよう。なお、直方市情報公開条例10条3項、逗子市情報公開条例6条2項は、開示請求に係る情報を当該時点では開示することができなくても、時間の経過等により開示を拒む理由がなくなったときは、開示することを義務づけている。東京都情報公開条例13条2項のように、不開示決定の日から1年以内にその全部または一部を開示することができるようになることが明らかであるときに限り、開示請求者にその旨を通知することを義務づけている例もある。

また、逗子市情報公開条例6条の2は、非公開情報に該当することを理由に非公開とされた情報であって、非公開とされた年度の翌年度から起算して20年を経過したものは、その時点で情報公開請求がない場合であっても、当該情報を1年間公表するものとし、例外として、①その時点で公表することにより個人の権利利益を侵害するとされた情報については公表しないことができるが、公表しない情報については、非公開とした年度の翌年度から起算して50年を経過するまで10年ごとに公表の可否について判断を行うものとし、②個人に関する情報以外の非公開情報であって、非公開とされた年度の翌年度から起算して20年の時点でも明白に非公開事項に当たるとされた情報については公表しないことができるとしている。そして、①②により公表しないと判断した場合については、公表しない情報およびその理由を逗子市情報公開審査委員に報告しなければならないとしている。

国の行政機関は多様であり、その保有する行政文書も多様であるから、不開示情報を法律で明確に規定するには限界がある。しかし、行政機関情報公開法に基づく請求は、行政手続法の申請に該当するので、行政手続法5条の規定に基づき行政機関の長は審査基準をできるだけ具体的に作成し、行政上特別の支障があるときを除き、これを公にしておく義務がある（衆参両院において、この趣旨を確認する附帯決議がなされている）。したがって、審査基準の段階で不開示情報の範囲の明確化がある程度図られよう。審査基準は裁判所を拘束するものではないので、法律の解釈として不開示にすべきでない情報を不開示とする審査基準に基づく不開示決定は違法として取り消されることになる。

本法は、不開示情報該当性の主張・立証責任について、明文の規定を設けていない。これは、情報公開条例にかかる訴訟において、実施機関が不開示情報該当性について主張・立証責任を負うことが判例上確立していたので（最判平



新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕

New Commentary on Information Disclosure Laws, 8th ed.

2002年1月30日 初版第1刷発行
2004年3月30日 第2版第1刷発行
2006年5月30日 第3版第1刷発行
2008年6月10日 第4版第1刷発行
2010年8月15日 第5版第1刷発行
2014年3月25日 第6版第1刷発行
2016年10月30日 第7版第1刷発行
2018年12月10日 第8版第1刷発行

著者 宇賀克也
発行者 江草貞治
発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 103-0051
東京都千代田区神田神保町2-17
電話 (03) 3264-1314 (編集)
(03) 3265-6811 (営業)
<http://www.yubikaku.co.jp/>

印刷・株式会社 聖樹社／製本・大口製本印刷株式会社

©2018, Katsuya Uga. Printed in Japan
落下・乱丁本はお返しいたします。

★定価はカバーに表示しております。

ISBN 978-4-641-22757-6

【COPY】 本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられてい
ます。許可される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-
5244-5068, FAX03-5244-5065, e-mail: info@copy.or.jp)の許諾を得てください。